

15.パークタウンたちばな地区整備計画区域

別表第2.用途の制限(第4条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
低層住宅地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 兼用住宅でその他の用途が次のアからキまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(3) 共同住宅</p> <p>(4) 幼稚園</p> <p>(5) 集会所</p> <p>(6) 保育所</p> <p>(7) 診療所</p> <p>(8) 巡査派出所</p> <p>(9) その他公益上必要な建築物</p> <p>(10) 次のアからオまでのいずれかに該当する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>ア 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>イ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>ウ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>エ 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>オ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p>

	<p>(11) 前各号の建築物に附属する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置又は軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等</p>
<p>中層住宅地区</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 兼用住宅でその他の用途が次のアからキまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 共同住宅</p> <p>(4) 幼稚園</p> <p>(5) 集会所</p> <p>(6) 保育所</p> <p>(7) 診療所</p> <p>(8) 巡査派出所</p> <p>(9) その他公益上必要な建築物</p> <p>(10) 次のアからオまでのいずれかに該当する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>ア 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>イ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>ウ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>エ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p>

	<p>オ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(11) 前各号の建築物に附属する建築物で、平家建物置又は自動車車庫等</p>
--	---

別表第 3 . 容積率の最高限度 ( 第 5 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物の容積率の最高限度
低層住宅地区又は 中層住宅地区	10分の8

別表第 5 . 敷地面積の最低限度 ( 第 7 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
低層住宅地区又は 中層住宅地区	180 平方メートル

別表第 6 . 壁面の位置の制限 ( 第 8 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
低層住宅地区又は 中層住宅地区	1.5 メートル	<p>(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの</p> <p>ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置</p> <p>(2) 床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等</p>

別表第 7 . 高さの最高限度 ( 第 9 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物の高さの最高限度
低層住宅地区	10 メートル
中層住宅地区	20 メートル

別表第 10 . へいの構造の制限 ( 第 12 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物に附属するへいの構造
低層住宅地区又は 中層住宅地区	コンクリート造、コンクリートブロック造、石造その他これらに類するもの以外のもので透視可能なもの ( 高さ0.7メートル以下のものを除く。 )